

特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)における課税層に対する特例減額措置について

特別養護老人ホームなどの介護保険施設入所又はショートステイ利用時における食費・居住費が軽減される「特定入所者介護サービス費」は、低所得の方に対する負担軽減の制度として住民税非課税層が対象となっています。

但し、高齢者夫婦世帯で一方が施設入所し、通常の食費・居住費を負担すると残された配偶者が在宅での生活に困窮する場合や、夫婦ともに施設入所し、支払が困難になる場合には、以下の条件すべてを満たす場合に特例減額措置を受けることができます(ショートステイは特例減額措置対象外です)。

① 属する世帯の構成員の数が2以上

※配偶者が同一世帯に属していない場合は、世帯員の数に1を加えた数で判定します。

※施設入所によって世帯が分かれた場合、施設入所前の世帯を同一世帯として判定します。

② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階(軽減を受けていない通常のコ費用)の食費・居住費を負担

③ 全世帯員及び配偶者について、申請日の属する年の前年の公的年金等収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額。)の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年間見込みの合計額を控除した額が80万円以下

④ 全世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下

⑤ 全世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

⑥ 全世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

申請にあたっては申請書のほか各種添付書類が必要となります。
詳しくは保健福祉課高齢者福祉係までお問い合わせ願います。

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3
総合ケアセンター南三陸内
南三陸町保健福祉課高齢者福祉係
電話:0226-46-3041(直通)